

京都府教育情報ネットワークシステム（京都みらいネット）に係る市町（組合）接続要領

市町（組合）教育委員会が所管する小学校及び中学校その他の機関（以下「小・中学校等」という。）から京都府教育情報ネットワークシステム（以下「京都みらいネット」という。）への専用線接続を認める要件は、次のとおりとする。

1 指導及び管理

- (1) 市町（組合）教育委員会は、小・中学校等の京都みらいネット利用について、京都みらいネット利用規程の遵守に係る指導、管理及び連絡調整を行うこと。
- (2) 市町（組合）教育委員会は、京都みらいネットの障害発生時における連絡体制を設けること。

2 接続方法

- (1) 市町（組合）におけるイントラネット（以下「市町（組合）イントラネット」という。）を構築した上で、小・中学校等及び市町（組合）教育委員会のみが利用するネットワーク（以下「教育系ネットワーク」という。）を構築し、市町（組合）における他のネットワークと分離すること。ただし、市町（組合）イントラネットとは別に、教育専用イントラネットをした場合は、セグメントを分離する必要はないものとする。
- (2) 教育系ネットワーク又は教育専用イントラネットの構築が困難な市町（組合）教育委員会において、所管する小学校及び中学校の設置校数が小規模の場合、管理者と協議の上、小学校及び中学校から京都府情報通信基盤における接続拠点への直接接続を認めるものとする。ただし、京都府情報通信基盤における運用状況等により変更することがある。
- (3) 市町（組合）教育委員会は、2の(1)及び(2)による京都みらいネットへの接続に必要な専用線、ルータ、スイッチ等の機器を設置し、維持・管理すること。
- (4) 市町（組合）教育委員会は、小・中学校等の障害発生時における円滑な対応を行うため、次に掲げる事項に対応する窓口（ヘルプデスク）を設置すること。
 - ア 小・中学校等からの照会及び対応
 - イ 市町（組合）イントラネット管理者との連絡調整
 - ウ 管理者との連絡調整
- (5) 市町（組合）教育委員会は、京都みらいネット全体の快適な利用環境を維持するため、市町村イントラネット又は各小・中学校等にキャッシュサーバを設置すること。
- (6) 京都みらいネットに支障を来さない接続設計であること。
- (7) 教育系ネットワークにおいては、京都みらいネットにおいて管理者が指定するIPアドレスを使用すること。

3 その他

- (1) その他、個別の状況により必要となる要件については、管理者及び市町（組合）教育委員会等が協議して定めるものとする。
- (2) 京都みらいネットへの接続を希望する場合、接続開始希望日の2箇月前までに管理者に事前協議をすること。